

海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款・新旧対照表

新	旧	備考
海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款  平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011 <u>沿革 令和2年2月28日 一部改正</u>	海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款  平成29年4月1日 17 - 制度 - 00011	
<b>第1章 総則</b> 第1条 (略)	<b>第1章 総則</b> 第1条 (略)	
(定義) 第2条 この約款における以下の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 一～五 (略) 六 「被保険者等」とは、保険契約者、被保険者若しくは保険金を受け取るべき者又はこれらの者の <u>役員、代理人</u> 若しくは使用人をいう。	(定義) 第2条 この約款における以下の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 一～五 (略) 六 「被保険者等」とは、保険契約者、被保険者若しくは保険金を受け取るべき者又はこれらの者の代理人若しくは使用人をいう。	
第2章 (略)	第2章 (略)	
第3章 損失額及びてん補責任額 第4条～第5条 (略)	第3章 損失額及びてん補責任額 第4条～第5条 (略)	
(免責) 第6条 日本貿易保険は、第19条第4項に規定するものほか、次の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。 一～二 (略) 三 海外事業資金貸付に関して被保険者等による不正競争防止法（平成5年法律第47号）又は刑法（明治40年法律第45号）の贈賄に関する規定違反があった場合において生じた損失 四 第9条第1項に規定する保険責任の開始日前に発生した第3条各号のいずれかに該当する事由によって生じた損失	(免責) 第6条 日本貿易保険は、第19条第4項に規定するものほか、次の各号に掲げる損失をてん補する責めに任じない。 一～二 (略) 三 第9条第1項に規定する保険責任の開始日前に発生した第3条各号のいずれかに該当する事由によって生じた損失	

海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款・新旧対照表

新	旧	備考
第7条 (略)	第7条 (略)	
(保険契約の解除)  第8条 日本貿易保険は、第19条第1項、第20条第2項、第3項、及び第9項並びに第22条第4項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。 一 被保険者等が、海外事業資金貸付に関して不正競争防止法又は刑法の贈賄に関する規定に違反したとき 二～四 (略) 2～4 (略)	(保険契約の解除)  第8条 日本貿易保険は、第19条第1項、第20条第2項、第3項、及び第9項並びに第22条第4項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。 一 <u>保険契約者又は被保険者</u> が、海外事業資金貸付に関して不正競争防止法（平成5年法律第47号）の贈賄に関する規定に違反したとき 二～四 (略) 2～4 (略)	
第9条 (略)	第9条 (略)	
第4章 保険契約者又は被保険者の義務 第10条～第21条 (略)	第4章 保険契約者又は被保険者の義務 第10条～第21条 (略)	
(贈賄行為に関与しない旨の宣誓義務等)  第21条の2 保険契約者及び被保険者は、不正競争防止法及び刑法の規定に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後ともかかわらないことを日本貿易保険に対して誓約しなければならない。 2 被保険者等が海外事業資金貸付に関して不正競争防止法又は刑法の贈賄に関する規定に違反した罪により起訴された場合、保険契約者又は被保険者は、日本貿易保険に対して速やかに報告しなければならない。	(贈賄行為に関与しない旨の宣誓義務)  第21条の2 保険契約者及び被保険者は、不正競争防止法の規定に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後ともかかわらないことを日本貿易保険に対して誓約しなければならない。	
第5章 (略)	第5章 (略)	
第6章 保険金の支払 第24条～第25条 (略)	第6章 保険金の支払 第24条～第25条 (略)	
(保険金請求権の消滅時効)  第26条 保険金請求権は、償還期限（第3条第11号の事由による損失がてん補される場合にあっては、償還期限から3月を経過した日）から <u>3年</u> を経過した場合、時効により消滅するものとする。	(保険金請求権の消滅時効)  第26条 保険金請求権は、償還期限（第3条第11号の事由による損失がてん補される場合にあっては、償還期限から3月を経過した日）から <u>2年</u> を経過した場合、時効により消滅するものとする。	

## 海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款・新旧対照表

新	旧	備考
2 (略)	2 (略)	
第27条～第29条 (略)	第27条～第29条 (略)	
第7章 (略)	第7章 (略)	
第8章 雜則 第33条～第37条 (略)	第8章 雜則 第33条～第37条 (略)	
<u>(約款の改正)</u> <u>第38条 日本貿易保険は、法令の改正、社会情勢の変動、その他相当の事由がある場合に、この約款を改正することができる。</u>		
<u>(手続事項)</u> <u>第39条 この約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は、日本貿易保険が手続細則として別に定める。</u>	<u>(手続事項)</u> <u>第38条 この約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は、日本貿易保険が手続細則として別に定める。</u>	
<u>(準拠法令)</u> <u>第40条 この約款に定めていない事項については、法及びこれに基づく命令その他日本国の法令の定めるところによる。</u>	<u>(準拠法令)</u> <u>第39条 この約款に定めていない事項については、法及びこれに基づく命令その他日本国の法令の定めるところによる。</u>	
<u>附 則</u> <u>この改正は、令和2年4月1日から実施する。</u>		